平成２２年（フ）第４８０号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ10―306号
債務者　下島　悦子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４８６号
奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘２丁目５番25号
債務者　中川　眞弓（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５０７号
奈良県生駒市生駒台北148番地
債務者　重坂　倫子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５６４号
奈良市富雄北２丁目11番25号
債務者　渡辺電気工事こと　渡邉　幸治
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第９０号
佐賀県唐津市浜玉町東山田2952番地
債務者　古藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第５５３号
千葉県松戸市五香５丁目７番地の11ベッラステラ201号
債務者　安住　　類
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９５号
千葉県松戸市胡録台363番地の７　サニー松戸410号
債務者　小島　　眞
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６６１号
千葉県松戸市小金原１丁目26番地の４　ウィルコート101号
債務者　田畑　　剛
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６７２号
千葉県野田市桜台187番地の１　レオパレスヴェルデュール桜台104
債務者　小谷由理香
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６７５号
千葉県柏市旭町５丁目１番５―104号
債務者　佐々木眞美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６８１号
千葉県柏市豊四季台１丁目１番５―201号
債務者　伊藤　賢治
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６８２号
千葉県流山市前ケ崎601番地の11
債務者　松木　栄恭
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６９８号
千葉県松戸市牧の原435番地の１牧の原公団住宅１街区１棟504号
債務者　武井　幸代
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６９９号
千葉県柏市逆井３丁目15番６号
債務者　竹澤　美紀
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７００号
千葉県松戸市松戸新田605番地の11　Ｌ＆Ｗやすづか201号
債務者　野木　和世
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７１９号
千葉県松戸市西馬橋１丁目11番地の３レオハイツ馬橋102号
債務者　安部　俊治
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７２４号
千葉県松戸市五香２丁目６番地の10グリーンテラスライフＡ―２号
債務者　柳川　昌俊
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部